

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 48 2014年5月13日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】 3ダム栃木訴訟 5月12日に

上告理由書・上告受理申立て理由書を 最高裁に提出

3ダム栃木訴訟の弁護団は、16ページの上告理由書と141ページにわたる上告受理申立て理由書を5月12日に最高裁に提出した。上告受理申立て理由書のあらましを以下に記す。

★思川開発事業に関して

○原判決は思川開発事業の利水負担金の支出差止めを求める部分の判断枠組みについて「小田急訴訟最高裁判決」の判旨に反している。栃木県は必要性も実現性もない事業を計画しており、低廉な水供給が可能かどうかの判断に必要な試算もしておらず、水道用水供給事業の実現可能性に必要な事業計画案も作成していない。

○水道用水供給事業の実現可能性に関する栃木県の誤認

栃木県は水道用水供給事業を行うために思川開発事業に参画し、現在もそれを維持し続けているが、栃木県がそのような判断をする前提① 県内の人口及び給水人口増加による新規水需要② 関係市町から県に対して水道用水供給事業の要望があること③ 県南各市町の地下水依存度が高く、汚染及び地盤沈下対策のために表流水への切り替えが必要)に誤認がある。重要な事実の基礎を欠いているという事情を鑑みるならば、栃木県が思川開発事業から撤退しないことは、栃木県に与えられた裁量権を逸脱又は濫用したものであることは明らかである。裁量権の逸脱・濫用を理由にその支出が差止められても他に影響を及ぼすことがなくて済む今こそ、思川開発事業の利水負担金の支出差止めの好機である。

○水道用水供給事業の実現可能性がないことは水道施設計画がないこと等のほか、南摩ダムから取水できない可能性があることから明らかである。国土交通省のダム運用計算によれば、1984年までの30年間のうち12年間は最低貯水量の期間があり、その後の19年間についても国から提供された流量データを用いて計算すると、ほぼ毎年、貯水量がゼロまたはほぼゼロの状態が訪れることになり、満水貯水量の5%を切る日数はのべ4年3カ月にも及ぶ。それはダムの適地ではあるが南摩川の流域面積がわずか12.4km²しかないからである。

○治水負担金の支出差し止めを求める部分の判断枠組みについては「1日校長事件最高裁判決」と相反している。

○法定要件を満たさない負担金の納付通知は著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過しがたい瑕疵があると言うべき。

○ダム建設事業の上位計画(河川整備基本方針、河川整備計画等)が不合理である場合にも支出を拒むことができる。

○思川開発事業について行われた環境影響評価についてはアセスメントと揶揄される類のものであり、調査結果も極めてずさんなもので、環境影響評価の名に値しないものであり、環境影響評価義務を尽くしたとは言えないものであることを主張、立証したが、原判決は「思川開発事業の環境調査の内容が著しく合理性を欠くものとは認められない」とした。原判決には著しい経験則違反があることは明らか。

○環境影響評価は憲法が謳う国民の文化的な生活の保障に不可欠なものであることを鑑みれば、原判決は環境影響評価義務及びその違反について法解釈を誤ったものと言わざるをえない。

★湯西川ダムに関して

○鬼怒川の治水は既設3ダムで完結しており、湯西川ダムには治水上の必要性がないことを主張した。

○環境影響評価に関しては、湯西川ダム建設事業のように環境に重大な影響を及ぼす大規模公共事業については、生物多様性条約に基づく環境影響評価義務があり、1985年の環境影響評価が内容において合理的かどうかを具体的に判断すべきであったにもかかわらず、原判決は「調査内容に一部不備な点があったことを認めつつも法的な義務違反があるとは言えない」と判断した。

★ハッ場ダムに関して

○ハッ場ダムの洪水被害便益計算では、毎年平均で何千億円もの被害が発生することになっているが、最近の60年間で破堤は全く起きておらず、実際の被害額はゼロであることを考えると、あまりにも現実から乖離した計算である。ハッ場ダムの洪水調節便益とはこのような仮想の数字に過ぎない。

○利根川は1/30～1/40の洪水に対応できるだけの河川整備が終了していると(政府答弁書で)認めているにもかかわらず、ハッ場ダムの洪水調節便益の計算では5年に1回の洪水で早くも破堤し氾濫が起きることになっている。現実にはあり得ない仮想の洪水被害の数字に過ぎないが、原判決は上告受理申立て人らがそのことを立証するために提出した証拠を「特段不合理なところはない」と退けている。このような原判決の認定には理由齟齬に匹敵する経験則違反があると言わざるをえない。

○本件においては、利根川の氾濫水が旧藤岡町を含む栃木県に到達したことの証拠は一切提出されていない。

○河川法に言う「著しい利益を受ける場合」とは、利益が「現実かつ具体性のあるものであって」かつ「その程度が際立って目立つ」と解すべきである。「想定氾濫区域図」では、利益の前提となる被害そのものが現実的かつ具体性のあるものとは言えないことは明らか。

○机上の計算である「想定氾濫区域図」を根拠に「栃木県に著しい利益がある」として治水負担金を負担させることはできない。

○負担割合の1.44%が「受益の限度」内であることも証明されていない。

○栃木県に賦課されたハッ場ダム治水負担金の算定方法には重大な瑕疵がある。①ダム完成以前以後の被害程度を比較しなければ「著しい利益を受ける」か否かを判断できないにもかかわらず、その比較をしていない。国は「ハッ場ダムを含む利根川上流ダム群の洪水調節により水害発生が防除され、治水上の利益を受けることになる」と言うのみで、何ら具体的な被害軽減効果を示す資料を提示しない ②ダム完成以前の被害把握でも、現実にはあり得ない被害を想定している ③そのため架空の利益に賦課している ④利根川本川から5kmも離れて位置する本県は、そもそもハッ場ダムによって治水上の利益を受けることはなく、ましてや他の都県が一般的に受ける利益を超える特別の利益があるものとは言えない ⑤検証作業でも栃木県にはハッ場ダムによる治水効果はないとされている ⑥仮に百歩譲って計画洪水が襲来した場合に、相当する利根川洪水想定区域図に従って負担することを認めるとしても、その受益の程度は当初決定の1/10程度であるから、1.44%という負担割合は「受益の限度」内には収まらず過大な請求である。

《上告受理申立て理由書》のあらまは以上

なお、追って補充書も弁護団から提出される予定とのことである。 (文責：葛谷 理子)

南摩ダム現地見学会は延期

ダム湖を見下ろす山腹では県道の付替え工事が着々と進み、橋やトンネルもかなり完成しているようです。これらの橋やトンネルを歩いて、山の上からムダなダムの完成後の景観を想像してみよう、と現地見学会の実施を検討していましたが、水資源機構と日程の調整がつかないため、とりあえず延期といたしました。ご了解ください。

満開のヤマナシの白い花の下で

南摩ダム建設予定地の自然観察会

4月26日(土)、ダム建設予定地の鹿沼市上南摩は素晴らしい晴天に恵まれました。粟沢のヤマナシの大木はこの冬の大雪のせいか、下の方の枝が折れ、全体に少し小ぶりになっていましたが、真っ白な花を木いっぱいにつけ、見ごたえのある姿を見せてくれました。恒例のお花見会(自然観察会)にはお子さんも含め30名の方々が参加してくださり、野鳥、春の蝶、水生昆虫を観察した後は皆で豚汁に舌鼓を打ちました。また、大木弁護士から〈裁判の状況〉を、前参議院議員の谷博之氏から〈その後の状況〉を伺いました。

ヤマナシに限らず、手入れがされなくなった林の中はそこら中で倒木が目立ち、荒れていました。南摩川は、室瀬から下流では水無川になっていて、『地形的にはダムに向いていても、自流水がわずかなのに、これで水がたまる訳がない』との思いを一層強く持ちました。粟沢のあたりは水深が5cmほどで、子供たちが水生昆虫を探すには手頃な水深でした。

当日観察した生き物の記録

野鳥：材木、ノスリ、クツグミ、キジバト、コガラ、ヒトドリ、ウグイス、センダムシクイ、カス、キバタ、材木、シジュウカラ、メジロ、ホシ

蝶：ウスハシロチョウ、シジグロシロチョウ、キチョウ、モンキチョウ、ツマキチョウ、カラスアゲハ、ツバメシジミ、キタテハ、コムシジ

水生昆虫等：エルモンヒラタカゲロウ、シロタニカワカゲロウ、コカゲロウ、トビイロカゲロウ、チラカゲロウ、ミトゲマダラカゲロウ、ヒゲナカワトビケラ、エグリトビケラ、フタツメカワゲラ、オヤマカワゲラ、ヘビトンボ、サエトンボ、ハクロカワトンボ、ヒラタドムシ、ウスムシ、サマガニ、カマナ、ガジカ



2014/4/11 東京新聞

湯水、災害対策に重点

利根川など7水系 開発計画見直しへ

国土交通省は十日、利根川、荒川、淀川など全国の主要七水系を対象に広域的な用水対策を定めた「水源開発基本計画」を見直す方針を固めた。これまでは経済成長などで高まる需要への対応が主眼だったが、異常湯水や大規模災害への備えに重点を移す。施設整備が一定程度進む一方、人口減少などで水需要の大きな伸びが見込めないことが

背景だ。

利根川と荒川が一つの画になつてゐるため対象六計画で、水道や工業、農業に必要な水の量や、その確保のためのダムなど施設の整備を示している。国土交通省の審議会が秋までに方向性を議論し、その後、具体的な内容を詰める。

新計画では、気候変動によつてリスクが高まつてゐるとされる異常湯水や大規模災害を想定し、平常時の需給だけでなく緊急時の確保も示す。例えば、水涸が枯渇するよつな事態に備え、他の水源から融通できる広域ネットワーク整備や地下水、雨水の利用を検討する。

また施設の老朽化対策として、維持管理を担当する地方自治体の人材育成や国の技術支援を促進。計画的な更新による施設の長寿命化も図る。

↑ 2014年4月11日 東京新聞

〈ムダなダムをストップさせる栃木の会〉

2014年度総会のお知らせ

ムダなダムをストップさせる栃木の会の2014年度総会を下記の通り行います。会員はお誘い合わせの上ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

日時：2014年5月19日(月) 17時30分～18時

場所：栃木県弁護士会館

審議事項 (1) 2013年度の活動報告

(2) これまでの訴訟活動の概要と今後の展望

(3) 2013年度会計報告および監査報告

2014年度会費納入のお願い

2014年度(2014年4月1日～2015年3月31日)の年会費の納入をお願いいたします。高裁の不当判決を受けて、最高裁への上告申立てを行いました。裁判維持のため会費納入にご協力をよろしくお願いいたします。なお、カンパも大歓迎です。(同封の振込用紙をご利用ください)

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609